

〈翻刻〉『平家物語評判秘伝抄』(8)

小井土 守敏・寛 さくら・嶋村 健児
一 大妻女子大学文学部日本文学科・二 松學舎大学大学院文学研究科国文学専攻博士後期課程・
三 松學舎大学大学院文学研究科国文学専攻博士前期課程

キーワード：平家物語評判、注釈、翻刻

抄録

『平家物語評判秘伝抄』全十二巻、二十四冊のうち、第十五冊「巻第八之上」及び第十六冊「巻第八之下」を翻刻紹介する。本稿は、「〈翻刻〉『平家物語評判秘伝抄』(7)」(人間生活文化研究No.35、二〇二五)の続編である。『平家物語評判秘伝抄』は、江戸時代における『平家物語』研究の実態を知るうえで重要な作品であり、近時、東北大学附属図書館狩野文庫蔵本を底本とした翻刻本文が公刊された。ただし、本稿とは翻刻の方針に多少の相違もあり、オンラインジャーナルにおけるデータによるテキストの公開を目的として、その本文の翻刻紹介を行う。『平家物語評判秘伝抄』研究、ひいては、近世期における「注釈」の研究に資するものである。

一 はじめに

架蔵の『平家物語評判秘伝抄』を翻刻紹介する。本書については、「〈翻刻〉『平家物語評判秘伝抄』(1)」(人間生活文化研究No.32、二〇二二)の「略解題」、および「〈翻刻〉『平家物語評判秘伝抄』(2)」(人間生活文化研究No.33、二〇二三)の「注一」、「〈翻刻〉『平家物語評判秘伝抄』(7)」(人間生活文化研究No.34、二〇二四)の「注一」を参照されたい。

本稿では、『平家物語評判秘伝抄』の第十五冊「巻第八之上」及び

第十六冊「巻第八之下」を翻刻する。翻刻に際して、以下の方針をとる。

1. 底本の表記を、ふりがなを含めて、現行の仮名、漢字に改める。漢字について、現行の漢字に置換可能なものは、一般的に漢字に置き換えている。

2. 底本には、現在の句読点にあたる印(小さなマル)が付されているので、それらを語法や文脈により、適宜「、」や「。」に読み替えている。

二 凡例

3・底本には、熟語の間に音読符（中央に縦棒）や訓読符（左寄せの縦棒）が付されているが、これを省略する。また、一部の漢字に濁音で読むこと示すための濁点が付されているが、これも省略する。

4・底本には、まれに書き入れが見られるが、本稿においては採用しない。

5・行頭の文字下げや、内容による意図的な改行等の体裁は、底本に倣ったが、配字配行までは底本のままではない。

6・丁変わりの表示は、底本の柱に摺られた丁数を用いている。

ウェブ上で公開されている画像データとの照合に利するためである。なお、冊によつては、特に目録について、丁表示が空白の場合もあるが、そのままとする。

7・底本が虫損等により判読困難である場合、国文学研究資料館の日本古籍総合目録データベースに公開されている同版の画像を参照する。

8・翻刻にあたり、森田貴之・樋口千紘・畠中愛美編著『平家物語評判書集成』（汲古書院、二〇二四年二月）を参照させていた。

三 翻刻

平家物語評判 卷十五

（外題）

平家物語評判秘伝抄卷第八之上目録

山門御幸

那都羅

宇佐行幸

緒環

太宰府落

（白）

（目録才）
（目録ウ）

平家物語評判秘伝抄卷第八之上

山門御幸

寿永二年七月廿四日の夜半ばかり、法皇は按察使大納言資方卿の御子、右馬頭資時ばかりを御供にて、ひそかに鞍馬のおくへ御幸成ける事

評曰、龍虎勞て狗犬犯、麒麟衰て奴馬におとれるがごとし。故いかんとなれば、万乗の位に即せ給ひ、一天の主たるべき君、下に犯なやまれ給ひ、禁中を感出させ給ふ。供奉の公卿もなく、あやしの（一オ）あじろ輿に召れ、此彼とまどはせ給事、是位も徳もむなくして、龍虎狗犬にをかさるゝにあらずや。縦此度禁中を忍出させ給ふ事、御智謀時に宜しといへ共、全是聖主の本意にあらず。されば仙洞を禁中と名付る事は、非常を禁め礼法を糺さるゝによつて、禁と云字を置て禁中とは名付奉るもの也。然に上、其威嚴をうしなひ、今非常に禁られ給事、是皆上の不徳より出たる処也。其上此度くらまの奥へ御幸なれども、都近くに恐（二ウ）給ひ、篠峯葉王坂を経て、横川の解脱谷寂場坊へ入らせ給事、是惑の上の惑たるべし。然る処に大衆起て申けるは、東塔へこそ御幸は成べけれと申けるに、又南谷円融坊に入らせ給事、是兼てより御行末をわきまへさせ給はざるが故也。尤かゝる時に至なば、兼て思ひ定る処有と云とも、人の心危して頼にかたきもの也。一時のうちにも変ずる事有物なれば、時の品如何は

有けん。然ども法皇正智おはしまさば、なだかくまでは感せ給ふ
(二才) べけんや。されば兵法曰、世能祖を祖とすれども、下を
下とする事少しと云り。かゝる乱世にも、世人祖を祖とする道あ
ればにや、法皇天台山にかくれおはしますといふよりして、貴賤
老若山門にのぼり、堂上堂下に充満して守護し奉る事、是能下祖
をうしなはざる処にあらずや。その身不徳也といへども、万民の
上におはしまし、やむ事なき御位にそなはり給によつて、下其位
光を貴としてしたがひ奉る。故に天下を掌に握給程の人、
仁義を専として(二ウ) 其身の徳を天下に広め給はん事を専と
なし給ふ時は、世の制法をめぐらされず。何なる謀なし給と云
とも、天下に讐を巧ものなく、上下其君を敬事は、日月のごと
く成べし。然るに代々の主上に居して憍、安に居て危を忘、
終には其世を失給ふ事多し。適智略に似たる事を廻らされ或
様々の制法有といへども、皆下を疑てなし給ふによつて、一切の
政みな理に当らず。故に下又上の心を察て、偽をもつて、其
疑を蒙らざる謀をめぐらし、上下皆(三才) 偽の世となつ
て信実を失、互の心中に暇なく、何事を為にも心の安事なく
して、終に天下に大乱起るもの也。されば末代といふとも、天下
の主と成給ふ君、第一天下に制法を廻らす志、大慈大悲の心よ
り制法出けるか。又下を疑志より此制法を出しぬるか。先君
が心を省給へ。多分は吾身一人の利を貪、下を疑志より
出る事多かるべし。此志より出たる制法は、必其事成就しがたし。
天下の者も分々の智あれば、早く其志を(三ウ) 察して、却てそ
れより上の智をめぐらすもの也。其外時の執権有人、猶々我心
根をさつしみて、忠と信との二道の為を思ひ、此思ひよりして天

下の政法を助給歟。又は志私欲を基として、君一人の機嫌をつ
くろふかと。我胸のうちを尋給へ。多分は私欲の念より事を起す
事多き物也。今日権威有まゝに、いかほど富貴にして人に畏恐せ
らるゝと云とも、邪政積る時は、世の法変じ、其畏恐の数百千万
倍して、終には其身を苦る、因果の種と成べし。されば平家の
(四才) 時の権威有たる者ども、其時の万倍苦をなす事、是歴然
たるしるしにあらずや。故に君としては仁心を本とし、臣として
は忠信を本とし給ふ時は、自然と賢才聚て、国家長久成べし。
努々私欲を本として、世の政なし給事なかれ。善悪皆古を以
て鑑となし給時は、今更愚才、此事重て記に足らざる者也
伝曰、木曾義仲既越前の国府に有時、大夫坊覚明をもつて、法皇
へ奏聞申けるは、平家両度の戦に討負候上は、北国の兵威源氏
に(四ウ) 帰服仕候、平家追討の為に都へ責上り候はゞ、平家の
逆徒、定て法皇を悩し奉るべき思慮少からず候、暫山門を御
頼有て、御幸なされ候へかしと奏聞申たりけるによつて、院宣を
覚明に給て、衆徒に申わたしたりと云り。是皆覚明が智謀成べし。
先都へ押入事安しといへども、山門の恐有事一つ。然ば法皇より
山門を御頼有て、是を傾る時は、都に押入の愁少し。故に兵法、
新国に入時は、先利を貪事なかれ、先其害あらん事を察して、人
の心を和し。吾陣を治る(五才) 事を先とせよ、然らば国の利、
求ずして自然と得べしと云り。故に義仲の智謀いみしこと謂べし。
此義仲の智謀いみしき事は、覚明が智徳によれり。故に人主、其
人を得る時は、利を得るにあらずや。三畧に曰、国を治家を安
ずるは、人を得れば也と云り。平家の人々敵未攻入らざるに、あ
はてふためき落給事、此評都落の句にて詳に評す。故に此に

審ならず。兵法曰、能敵人をして、自至らしむるは、是を利すれば也。能敵人をして、いたる事を得ざらしむるものは、是を害（五ウ）すれば也と云り。是平家の人々利を敵に与へ、害を我に受給によつて、万事皆逆と成て此害有。敵をして害せんと欲する時は、彼に利を与る事有。是必敵を陥し入て討べき謀有が故也。或又敵をして追退かしむる事有時は、吾亦必是を防の謀全ければ也。昔莫敷といへる者、陣の十町前に、兵粮薪を積、かたはらに伏兵を設て是を待。匈奴是を争とらんと欲して、陣をみだり將を離る。故に其虚に乗じて終是を敗る。是即利して是を欺もの也。然るに平（六才）氏敵人の至る事をわきまへ給はずして、既自国の境迄押寄られ、俄にふためき落給ふ事、是非をしるすに足らず。後代の武將是をつゝし給へ。兵法曰、とりえては故事なかれとて、平氏法を全する時は、法皇をも責てはとり奉りなば、源氏、仮所の威權少かるべきに、籠中の鳥、懷のうちの敵をとり遁す事、是武官は有といへ共、武徳なきが故也。然といへども兵法、退道なきにはあらず。此時皆愚にて、都に有なば、猶々悪かるべきに、平家退給事、責ての事也。惣じて（六ウ）兵道吾弱くして、敵強き時は、先速に退て、難所を前に当て是を待もの也。或又敵の營陣に押寄たりとも、敵堅固にして敗べからざる時は、又是を退て、其虚を待者也。譬三国の時、魏の將に司馬懿と云もの、絡谷と云所に至て陣す。時に蜀の將、王琳と云者、夜に乗じて魏の軍を攻。司馬懿、營を堅して治て出ず。王琳、敵の堅固成事を悟て終に退。是戦ざる先に司馬懿が案慮の深きと、又退たる王琳が、智の速なる事と。共に二を以て（七才）感ずる処也。故進退利によつて是をなすべし。されども今平

氏の退事、豈王琳が類となすべけんや。されば利を得る処の大將のなす事、理に叶事を知べし。義仲都へ攻寄、平家敗北すといへども、都の中にいらざる事、智慮深し。いかんとなれば、源氏の兵、勝に乗て京中の家財にめど、妄に乱妨に心權なば、必備みだるべし。心有將は、暫洛中を退て、敵を引入て、其乱に乗じて却てとりひしく謀有。故に智慮浅きにあらず。（七ウ）伝曰、右兵衛佐頼朝関東において諸士を召て宣けるは、義仲既に平家を攻落し都へ入り、法皇を守護し奉るに、頼朝東に在て数方を随ながら、一往法皇へ奏使を奉らざる事、且は上を輕じ奉るに似たり、又代官をもつて直に奏上申さんと欲せば、必義仲疑心を生ずべし、然らば却て禍と成べし、いかにめん／＼存旨申上べしと宣ければ、梶原進出て申けるば、仰のごとく此たび都へ不通の義候においては、法皇を始奉り、（八才）卿上雲閣の存ぜらるゝ旨も、必上を御敬なき君と存知らるべし、然ば以後の使必害有べし、されども直に奏せられんも、又木曾殿の御疑有べき事、御案のごとく成べし、故に有才の武士をもつて、木曾殿への使者と号してつかはされ、法皇への御事は、偏に木曾殿を頼思召るゝと仰つかはされなば、よも悪さまにはこしらへさせ給ふべからず、それにつき撰官の人々殿上人へは、内音をもつて、密に義仲の疑意を憚思召が故に、心中に（八ウ）存事深しといへども、且は上を痛存奉るによつて、奏使延引のよし仰せつかはさるべきか、然ば必両様の無事爰に達せらるべしと申したりければ、諸士此義に同じけるによつて、佐々木三郎をつかはされ、義仲の心をとき、智謀おもひのまゝに達せらるゝと云り。法曰、策をさきにして戦事を後にすと云り。是兵道に叶もの也。故に末世の人、勝を

好事なかれ。唯負をつくなふべし。太公曰、勝事は勝にはあらず、負を存るに在と云り（九才）

主上は外戚の平家に囚させ給ひて、西海の波の上にたゞよはせ給事を、法皇斜ならず御歎有て、主上并三種神器、事故なふ都へ帰し入奉るべき由、西国へ仰下されけれども、平家用ざる事

評曰、凡事を利する者は、先あたへて後に是を利す。魚鳥猛獸を狩とる獵師も、先餌をあたへざれば、是をとる事かたし。況人間

において、いかなぞしかざるべけんや。平家帝都をあくがれ出、

西海に流浪の身となり、死生危に至るといへども、此主上（九ウ）を具足し奉り、三種神器を取持に依て、人民是に恐て、敗軍の士卒も又参列をなす。故に平氏猶是をもつて重宝とす。然るに法皇

強て是を帰し入奉れと宣とも、平家いかなぞ是にしたがふべけんや。故に法皇、此二つを大事と思召さば、先暫源氏の軍をとどめ

させ、平家和睦の謀を廻され、源平両家のけいめいをつくのい給ふべきものか。君又然らずんば、四国か九国をば、平氏の領国

に給り、源氏の弓箭停られて、三種の神器王城に帰し入らるべき賢（十才）慮をめぐらされば、平家院宣に随事も有べし。喩

順ずと云とも、法皇の宣旨道理に違べからず。子曰、仁者は己立んと欲て而人を達す、己達せんと欲而人を達と。平家高倉

院の皇子、二の宮をとり奉て、儲君になし奉らんとて、西国へ落

下る事無益の謀たるべし。いかなとなれば、主上未御幼生にわたらせ給へば、宮仕なし奉る処の女房其数多し。人馬の困窮財産

の費多して、軍の大病となれり。然るに又ぞや此宮をも取奉て（十ウ）参る時は、猶々事物の費多して、行軍進退の害有べし。

然らばは無益の事に非や。其上平家春宮までの用意は、あまりに

遠き慮也。是程に国の政、軍の計略を深くめぐらされば、

今かくまでの事は有まじき物をや。三畧曰、近きを捨て遠きを

謀ものは勞して功なし、遠きをすて、近きを計ものは、佚して終有と云り。今、軍の勝負を計らずして、儲君の用意は、是近き

をすて、遠きを計るにあらずや。いかなぞ其終所（十一才）の功有べけんや。為べき事を為ずして、為べからざる事をなすは、是

愚者謂也。法皇三の宮を御覽有処に、むつからせ給ふが故に、と

りあげ給はざる事、いかなる故か有けん。むつかり給ふ計にて捨給ふべき道にも定がたし。老を老とし、弟を弟とするは五倫の道

也。しかも此宮同じ先帝の王子にてわたらせ給ふ上は、外礼道に欠たるに似たり。されども一天の主と成給ふべきうへは、唯其御

器量と、聖徳によるべし。然らば強先生（十一ウ）後生の差別にもよるべからず。又四の宮四歳にならせ給ふが、むつからせ給

ふ御気色もなく、法皇の御ひざの上にあがらせ給ひたればとて、是を強、御器量聖徳にまします瑞相とも定がたし。御年若年に

わたらせ給へば、不覚不知の故に、をのづから自他親疎の差別なくして、法皇の御ひざの上にあがらせ給事も有べし。全形によ

つて是を決しがたし。されども人相に一つの伝受有。中に誠有て外に顕る道有。故に外自然と温良敬謙讓（十二才）そなはる

もの也。梅檀は二葉よりかんばしければ、時いかなる見分が有けん。評更に決しがたし。されども法皇四の宮を御らん有て、御泪

をながさせ給ふ事は、正心の感涙にあらず。唯は愛溺の泪成べし。或人問曰、此時三四の宮を位に即奉らんとて占有ける事は、理に

闇くして、小人愚者のふるまひに等からずや。答曰、尤占にのみよつて、聖主の位を定る時は、愚なりとすべし。占をつかふ

て占につかはれざる心得有時は、更に愚の業となす(十二ウ)べからず。即位本より道によるといへども、亦此占の道、用る事なきにあらず。爰によつて甚深微妙の大事有。奸人小人を恐て是をしるさず。故に口伝に是を受

紀伊守、教光、此四の宮をとゞめ奉るが故に、宮御位に即せ給ふ幸有事、尤其故一向なきにはあらず。然に主上其功御存知なきは、御幼少の御時なれば理有ぬべし。是近臣の誤たるべし。功有を賞禄し志を衆に通ずるこそ、主上法とは見えたれ。然るに摂祿宰相の人々、さやうの(十三才)撰れましまさざる事、正義にあらず。己が利を貪もの、時の執権を司時は、他の忠功をかくし、人の美長を妨、己が類族を取立、君の左右にむらがりつらね、くずかづらのひまとひたるがごとくにして、君の明をおほひかくすもの也。此時に必其家衰へ、其国勞れ、其天下みだるゝ物也。故に少きと云共、忠功をば賞禄して、利をもつて人をとるべし。然ども又教光が落書立たる事は、本意にはあらず。然而是をなし、ものいはずして信なる者は、德行によるとは、周易の文言也。(十三ウ)是天の常理也。寂然不動にして、感じて天下の事に通ずる物也。弥其徳を積時は、終にあらはれずと云事なし。人善を積事、悪事をなして積がごとくなる時は、又必あらはれずと云事なし。末徳の顕ざる事は、世に人の知らざるにはあらず。未其徳を積事の足らざるが故也。惡至て極る時は、天必是を罰す。善至て積る時は、又何ぞ是をかくさんや。但天下の益たるべき道理あらば、禁裡といふとも、落書を立る事免すべき歟。然ども其落書立ぬる者の(十四才)心中に、一念も名利貪欲をふくんで、其落書をもつて名を求、禄を求んと思ふ志有て立たる時は、是

天下の謗にのみ落て、全忠信の道と成べからず。故に其官職にだもあらざる族、下として天下を是非し、落書等を立る事、是皆君子の道にあらず。世の奸人とすべし。教光が落書、己一人の功を顕さんが為に、心中述懐の心をふくみてなしぬる事なれば、是礼義に背ける罪有べし。故に後世の人、日々に身の徳を積で樂とし、必利欲をさきに(十四ウ)する事なかれ。書曰、積善の家には余慶有、と云り。今己積善なくして、何ぞよけいを求めるぞや

七条修理太夫信隆、娘あまたおはしければ、いづれにても女御后にたて参らせ度思れけるが、人の家に、白鷄を千足かひつれば、その家に必后出来ぬると云事あればとて、白鷄を千足飼れける事評曰、是小人と謂べし。如何となれば、氏なくして玉の輿に乗、位なふして天上に交は、女の道也とは、世語に云ならはす事也(十五才)是併形の美麗なるのみによつて、高位に成とは心得べからず。其心さま迄、いとやましくして、内外ともに美人なれば、天必是を捨給はす。いかにいはんや人間においてをや。然故なくしく、唯形のみうつくしければとて全高位にのぼる事不定成べし。まして其娘内外悪女なる時は、如何白鷄千足を飼とも、后と成事得給ふべけんや。鷄は同じ鳥類の内にて、卑下の鳥たり。いかんぞ人の智力に及ばざる事を計べけんや。若鷄は明神の使社也と云説(十五ウ)有によらば、先神明をこそ祈べけれ。如何ぞ鷄を頼べけんや。無用の鳥類を多く飼なは、結局其人の行迹の嘲諷と成て、威権をうしなふ害となり、事物の費多かるべし。然ば必名の恥をうけん事有べし。是必心有べきものゝなすべき道にあらず。されば古歌にも、心だにまことの道にかなひ

なば、祈らずとも神や守らんと云り。故に人はたゞ道を道とするにしかず。されば仏説因果経をみるに、今生貧賤は、過去慳貪の報、形の見にくきは（十六才）過去邪見放逸のむくひ、形の端正なるは、過去柔和忍辱のむくひ、善悪悉く因縁あらざと、云事なしと説給へり。然らば是又道を専とする時は、其善因によつて、必福を得て、子孫繁昌と成へし。然らば后と成べき樂も有へきもの也。故に是小人の道とするにあらずや

那都羅

同十日の日、木曾左馬頭に成て、越後国を給。其上朝日の將軍と云院宣を下され、十郎藏人は、備後守に成て、備後国を下され（十六ウ）けるに、木曾、越後国を嫌て伊与ノ国を給り、行家備後を嫌て備前ノ国を給りける事

評曰、官は智徳により、賞は功によるべし。然に今、義仲をして左馬頭に任ぜられける事は、是たゞ戦功にのみよるべし。情推量みれば、此官を下されける事は、実も宜しとすべし。然ども將軍号をくだされけるに、朝日の將軍となされける事、是異様成べし。かやうの名は尋常の名とは同じかるへからず。故其人の智徳に相応すべき名をよぶべき者也。されば義仲更に、朝日（十七才）威光なくして、暫官禄を得たりといへども、燈きえんとて光ますに似て、終に頼朝に亡されける事、是誠に夕日の輝が如し。然は朝日の名相応せざる事知べし。先左馬頭に任ぜられ暫其気情をも御覽ぜられ、重て又將軍号を下さるべき事也。縦將軍号を下さるゝといふとも、朝日の名は然べからず。されば官職をさづくる事、智徳をもつて、あたへざる時は、必彼得る所の者、僞長じて、上なきふるまひをなし、大に法礼をみだり、終其身

を滅すもの也。故に智徳（十七ウ）に應ぜざる官職を与る事は、却て不仁の道と成べし。されば義仲の心、はや此時に僞生じて、勸賞として越後国を下されける処に、其国を嫌て伊与ノ国を給りける事、是下として上を犯すべき相也。是法皇の御心根故に、自王威軽くして、下より早く上を掠奉る物也。以前平家をも此御心故に、過分の官禄をあたへられ、御後悔おはしながら、幾程なきに、今又源氏に勸賞成さるゝ事、必後日に御後悔有ぬべし。是皆天下に君たる道をしろしめされ（十八才）す。年来平家に掠られさせ給ひ、偏に是を懶事に思召れけるによつて、今義仲これを退治する事を悦思召故也。平家義仲に退治せられける事は全義仲自力にしたいぢするにはあらず。平家年来無道成し故に、終には滅たり。然ばなど法皇も大道を専とは思召さざりけるそや。されば小人の習天下の治乱、人倫の得失皆人欲のなす処とのみ思ふが故に、妄に私欲の念を長じて、万事を執行。かるがゆへニ為事皆道に中ずして、却て失を得る者也。是実に（十八ウ）君たる故をしろしめさるゝるにあらずや。此故に終には頼朝に掠られさせ給ひ、天下この時より武家の代となり、王法絶ぬる事は明ならずや。故に後世の人主、君子に随て天命身を離ざる事を了給へ。先内大臣宗盛公以下、平家の一門百六十人が官職をとめ止られけるに、平大納言時忠卿父子三人の御札を削られざる事、智謀のたよりには、却て宜しからず。いかんとなれば、平家此旨を聞ならば、時忠、一門をば必疑へし謀の為ならば、何んぞ時忠へ心を（十九才）通じ謀をめぐらし、外をば疎なるていに仕なさざらんや

伝曰、寿永二年八月十八日に、平家九州肥前国、安楽寺に参詣し

て、終夜歌よみ連歌の会など有ける処に、悪七兵衛景清は、物具を着し、大長刀のさやをはずし、神前に向て三度礼拝を成し、其後大の強音をさし上、時の声三度なして、一の鳥居より二の鳥居の間を、蒐つかへしつはしりめぐりければ、一門の人々是を見給ひて、あなむざんや景清にはものゝけ（十九ウ）付けるにやと申されければ、宗盛御覽じて、あれこなたへめせと仰られければ、兵共おづ／＼、たゞすみよつて申けるば、大將殿より御めしの候に、御参あれと申ければ、景清、長刀をおさめ、甲を脱でゑんのはなに畏。宗盛御覽じて、景清が只今の有様は、いかなる故やらん、縦運命尽て、かばねを山野にさらすと云とも、侍ほどの者、是に心をみだすべきにあらず、汝は日来にも似ずして、当家の流浪に心をやみだしけんなど宣ければ、景清居なをつて申けるは、（二十オ）こは御誂とも覚候らはず、弓馬の家に生れ、弓箭を帯するほどの者は、某に限候はず、争か難に逢て苦、死に望て愁候べけんや、恐多き申事にて候へども、古は平家の擒となり、辛き命を助り、遠き寫に流れ、或深山幽谷に逃かくれ、禽獸に等しくして人と成たる源氏等、頃は蜂起仕候て、平家帝都を没落し、西国をこそ偏に頼思召れ候に、九州二寫の者どもも、過半源氏に心を通ずるとこそ見えて候へ、然ば平家の運命此時に極ると見え候（二十ウ）処に、御一門今夜の御哥の会、聊心得がたき事に存候、喩今夜死する迄も、軍の評議、兵法の御沙汰有らんこそは本意たるべく候へ、されば御当家の御果報目出度かりし故に、明暮詩歌管絃をのみ事となされ、夢にも武道の御心がけなかりし、故に、数万の兵を引ぐし、敵に御向有しかども、敵を制する事に至ては、琵琶琴の御調より、沓に劣らせ給、軍評議

の御時にも、御歌ほどの名言は、終に承らず候、只今にも、菊池奈浦など（二十一オ）押寄候ひなば、此有様にては口惜き目をこそ見候らはんずれ、日来久々舟中に候て、行歩も働候らはず、若只今も敵押寄候らはず、心のまゝに働、人目にあまる高名をも仕、一世の本懐を達し候らはんが為に、物具を着し、其時の学を仕候、さればむかしより、数万の大將たるべき人、うた連歌にて其名を高くしたる人まれ成べし、縦少の名を得候とも、いかんぞ是を武門の本意とは申べけんや、かく申某、歌よむほどの身分に候らはねば、文字の（二十一ウ）ならべ様をも存ぜざるによつて、かく申とや思召れ候らん、然ども打物とつて敵に向候ては、終におくれを取たる事は候らはず、歌道の事はかたのごとく遊され候なれば、是は泰平の時の用御たしなみ、今は先武藝をこそ御嗜あれかしと存知候へ、かゝる御時に、歌道劣らせ給ふとて、全当坐の難、後代の恥辱は有まじき事に候、若敵に御向候て、御劣候事あらば、当座も末代も宜しかるべからず候、角申上候事、憎しと思召れ候らはず、御前にて首を刎られ候（二十二オ）とも、忠諫を奉つて、一生を終らん事、人臣の本望是に過べからずと、泪を流して申ければ、社内庭前ひそまり、閑々として音するものもなかりけりと云り

惟高惟仁の両親王位あらそひの事、既帝かくれさせ給なば、一の宮惟高の親王、御身恙もわたらせ給はず、殊に聖主の御氣相おはしまさば、別に子細有べからず。然に公卿僉議有て、抑臣等が慮を以、位に即奉らん事、用捨私有に似たり。万人の唇をかへすべき事を知ず、競馬、相（二十二ウ）撲の節を遂、其運を知り雌雄によつて宝祚をさづけ奉るべしと申条、是大なる誤也。

いかんとなれば、一の宮にて渡せ給へば、是計がたしと申べき事にあらず万人の唇をかへすべき事を思ふと有事、後代において臣等が諂める事を恥なば、唯今義によつて是を申べきに、唯是時の執権の権威に恐、公卿心に諂るが故也。競馬相撲などの事をもつて即位などの事を定んと申事、大きな邪行也。是を大非礼の神事と云也。凡天下の政を定る人は、神事（二十三才）を使て神事につかはるゝ事なかれ。然るに今の人々、神事につかはれ給ふなれば、いかんぞ君子と謂べけんや

柿本の紀僧正、并恵亮和尚の両僧、此御祈を承て祈申事、何も大愚法師也。真言弘法大師の名をけがしぬべし。又天台伝教大師の名をくたすもの也。如何となれば、仏法は迷を發明して、衆生の迷路を教をもつて大導師とす。然るにかくのごとく迷をさとらざる者、いかんぞ真の沙門と云べきや。其上かやうの事に祈禱など用ると云事、如来の本意に（二十三ウ）あらざれども、經曰、邪を祈ぬれば転じて正と成と云事有。是は、邪心は凡夫心也。正心は仏心也。凡夫心を転じて仏心となす事を、自悲泣して、正道に向て迷心を開覚する事を云也。此僧も仏心を悟らす、只文字にかゝはつてかくのごとく等の邪行、奸曲の法をなしぬる事、後代明智の時に名を削らるゝもの也。故沙門としては、大乘を行して小乗を修する事なかれ

恵亮の祈勝たりといへども、実は紀僧正の勝たり。如何となれば、恵亮失たりと（二十四才）云謀をもつて、紀僧正の祈をおこたゝしめて、祈勝たるなれば、法力の強き事は、紀僧正の強きにあらずや。されとも此事全此僧とも口さきの妄想にて、其事成就するにあらず是二宮非礼の即位たり。漢書曰、賢に任て位

に即、能をはかつてもつて官を授、労大は厥禄を厚し、徳盛なる者は爵を権尊し、故に功はもつて重事を顕し、文徳もつて褒を行と云り。是上古明君の法也。道理によつて得失をみる時は、必疑所なし。只一心を迷して、或は諂により、或は利に（二十四ウ）くらまざるゝ時は、明なる道理見えがたき者也。故に後世の人、若事の理に惑所有ば、先我心中をみたまへ。欲心道理の上覆て明鏡をくらます事有べし

都には三ノ宮御位に即せ給ふよしを聞て、平家の人々申たれけるはあれ三四ノ宮をも具し奉つて、落すべきものと申ける事

評曰、暗夜に黒雲をかさねんと欲するがごとし。故如何となれば、主上未御幼年にわたらせ給ふが故に、此度むねとの女官百六十余人、上下の女都合五百余人とぞ承（二十五才）それ軍陣には、其陣中に一人成共女有時は必其陣上の雲氣に老陽の氣とて悪氣たつと云り。故に古より是を深禁置たり。縦悪氣たゝずといふとも、陣中に女有時は、必現当の失多し。大將軍是を愛すれば失有事しるすに足らず。士卒是を愛する者一人もあれば、必人の心移安し。故にはやく其心うつり、各是を求事を欲す。然は欲にめで利にかゝはつて、或は近隣に遊女を求て陣中へ入るもの也。この故に財産兵糧を費すのみにあらず（二十五ウ）兵氣励事なふして、自然と勇氣を失す。或は陣中に酒肉を調會合の遊宴をなす事有。故に陣中にはからぬ喧嘩など出来、或又、敵かやうの事を知時は、謀の便となす事有。故に古よりも深く是を禁、陣中に女を置たるものは、是を誅す。若親子兄弟の捨がたき道有時は、はやく目付物がしらに断、大將の御耳に入べきと、制法を定置とみえたり。然に平家の人々比三四の宮をも具し奉らばなを

随者多かるべし。只今有所の（二十六才）女さへ、大に陣中の煩たるへきに、然をしらざる事、是暗に暗を重んと欲に非ずや。次には主上を西海へ具し奉りける事は、王威を仮て、權威を求んが為也。然る心得なくして、只主上をぐし奉りける事は、更に故なかるへし。其故を知らざるが故に、其害有事を知らず。幾の女性を引ぐし、山川海路を行廻給事、其費一方ならず。是いづれの所より求て其用になすべけんや。月日ふり行に随国々所々の人民を勞すべし。故に天下弥平家を疎果ぬると見えたり。加之内裡造立の僉議有（二十六ウ）事、是弥滅亡の驗ならずや。かやうの時は民を撫兵を和し、いかにもして敵を勞せん謀をこそ專とはなすべき事なるに、由なき事をば思計、弥憂を重る平家の有様、是末代の人主制械をなし給へ。されば凡夫のならひ、難にしづみ苦みに逢時、我是に逢たる事は、いかなる故成事を辨ず、唯今の難をのみ避と欲す故に弥其難を重、終にむなしく終者世に多し。此段以前に評す。故に此畧す

緒環（二十七才）

豊後国は刑部卿三位頼資卿の国也。子息頼経朝臣を代官にをかれたりけるか、京より頼経のもとへ使者をたて、平家は既に神明にもはなたれ、君にも捨られまいらせて、帝都を出て波の上に茫落人となれり、然を九州二寫の者共が請取、もてあつかふらん事こそ然べからね、当国においては、一向随べからず、東国北国と一味して、九国のうちを追出すべき由宣つかはされたりければ、是を緒方三郎惟義に下知す。惟義かねて九州太宰府へ、院宣なるよしを触て、平家に讐を成ける事（二十七ウ）

評曰、それ人の家の滅する事は、其身の治ざるに在。然ども乱世

などに、悪き人に与する時は、必共に亡る事有べし。然れば頼資卿、平家を背源氏に組し給ふ事、宜しとすべしや。されども是其體をのみ評じて、其心を評せず。先天下みだれて三方四方にあらん、其内何の方に属せんと煩事有べし。その智、明ならざんば、可否定がたかるべし。然ども其道明白ならずと云事なし。一ツには、四方の中にて其大将の仁徳の輕（二十八才）重を見、其重きに付べし。二ツには過し年月、其将の行迹の善惡を鑑、其善に随べし。喻兵多、国地廣しと云とも、不義不徳の人に属する事なかれ。此時に至ては、其智をくらし、災をうけぬる者は、是皆心中に利欲先立か故成べし。是先組すべき第一とすべし。次には其大将不徳成と云ども、我年来の厚恩を蒙たる時は、其恩に順べし。是しかながら其智愚にして、是に属するにはあらず。我々の恩に依て属する時は、先能我家を治め、我に權威（二十八ウ）を執て、其属する処の軍権我に在がごとくにすべし。然ば心のまゝなる功を尽し得、属したるし有べし。其心根全自分の欲を存るにはあらず。終には我件の恩を報ぜん事を思ふによつて也。然に彼大将忠諫を納れども、是を用ず。軍権を与ずして、行道不義を重る時は、三度は諫を納へし。三度諫て用ざる時は、我是に属すべきに非ず。必又其身天命に應ずる道其時に有べし。畢竟我に仁を基とし、其事に随べし。然どもかやうの事其時に依（二十九才）去がたき道多かるべし。譬我東国に在て、その組すべきとおもふ人西国に有時は其間に幾数の敵有べし。然ば是を存共心のまゝ成べからず。故に此時は、時の止事なき道に随事有べし。たとひ止事なき道に順と云とも、又其智、愚にして是に随にはあらず。必心中に権謀の心得有べし。然に頼資、時

の主上に背給ふは、罪あるに似たり。然ども此君、御成長の上に
して、天下の政をしろしめさるゝ時は、君に背奉るに当るべ
れども、是は未御幼年にわたらせ（二十九ウ）給へば、君の御
計に非ず。一向平家の計なれば、平家に背故にして、君に背
心に非ず。故其罪重しとすべからず。其上此君、君たらざる故有
先帝何の御恙もわたらせ給はざるを清盛無味にしておろし奉りけ
れば、元来大道正義を存る者、全此世に組する事有べからず。
然ば院方と成て、源氏に心を合する事、さのみ憎からぬ事成べし。
緒方三郎惟義、院宣にはあらざれども、院宣なりと号して、太宰
府に廻文をまはしける事は、兵道の権（三十才）謀なれば、是法
皇憎み思召事に非ず。但緒方三郎は、平家小太盛の御家人也。
然に今、源氏に随のみならず、平家へ讐の張本と成ぬる事、是
恩をしらざるに似たり。然ども重盛存生にましまさずして、子孫
逆威をふるひ、天下をくるしめぬる時は、争それに組すべけん
や。無道を罰して、労民を安んずるは、良将の功也。されば惟義
正義を守る時は、重盛の君達へは、一往の忠義を尽す事をなすべ
し。然に終重盛の報恩を謝したるしるしなき事（三十ウ）は、義
なしと謂べきか。故に後世の民主、此に心をめぐらし給へ。千日
の正行も、一日の悪行に滅事安し。故に安きに居て危を忘給
事なかれ。今日無事なる時は、背者なくして、我勢多と存候へど
も、悪行積て乱に及時は、其時のみかた、皆我敵と成べし。然ば
たゞ、平生我頼処は、我心一つ成べし。此心さへ正時は、外に
謀をめぐらさずと云とも、自無事なる事を得べし。古人云、
堯田を耕者は水を慮、湯田を耕者も旱魃を憂事有、心
田を耕者は、悦もなく憂もなし、年々（三十一才）に豊成事を

得へしと

太宰府落

去程に平家は、つくしに都を定、内裡造らるべしとは、公卿僉議有
しかども、惟義が謀叛によつて、それも叶はず。新中納言知盛卿の
異見に申されけるは、彼緒方三郎は、小松殿の御家人也、然らば君
達御一所むかはせ給て、こしらへて御覽ぜらるべうもや候らんと申
されければ、此義尤然べしとて、新三位中将資盛、其勢五百余騎、
豊後国に打越漸にこしらへ宣へども、惟義随奉らず。剩（三
十一ウ）君達をも是にて取籠まいらすべう候へ共、大事の中の小事
なしとて、取籠まいらせずは何ほどの事か候べき。只太宰府へ帰ら
せ給て、御一所にていかにも成せ給へとて、追返奉る。其後惟義が
次男、野尻次郎惟村を使者にて、太宰府へ申けるは、平家こそ重恩
の君にておはしまし候へば、甲を脱弓の絃を弛て、降人に参べく候
へども、一院の仰には、速に九国の内を追出奉るべき由に候と申
送たりければ、平大納言時忠卿、緋緒括の袴、糸くずの直垂、立
烏帽子にて、惟村に向向（三十二才）宣けるは、それ我君は、天
孫四十九世の正統、神武天望より人王八十一代に当らせ給、されば
天照太神、正八幡宮も、我君をこそ守まいらせ給ふらめ、就中当
家は、保元平治より以来度々の逆乱を諡て、九州の者どもをば、み
な内様へこそ召れしが、然に其恩を忘て、東国北国の凶徒等、頼朝
義仲等にかたらはれて、為仰たらば国をあづけん、庄をたばんと申
を実とおもひ、其鼻豊後が下知に随らん事をこそ然るべからねと
ぞ宣ひける。豊後国司、刑部卿三位頼資卿は、窮て鼻の大き成け
れば、（三十二ウ）かやうには宣ける也。惟村帰て父に此由つげたり
ければ、こはいかに、むかしは昔、今は今、その義ならば九国の中

を追い出し奉れやとて、勢汰と聞えしかば、源太夫判官秀貞、摂津判官守澄、向後傍輩の為奇恠に候、召捕候らはんとて、其勢三千余騎にて、筑後国へ打越、高野本庄に発向して、一日一夜責戦ふ。されども惟義が方の勢、雲霞のごとくに重れば、力及ばで引退。平家は緒方三郎惟義が三万余騎の勢にて、既に寄ると聞しかば、取物も取あへず、太宰府を(三十三才)こそ落給へ

評曰、それ国は利する事をして敗る事をすべからず。戦は勝事をたつたん、殺事を貴べからず。然るむねをや惟義心得けん、平家の陣へ不意によせて是を討ず。次男野尻次郎惟村をもつて、平家へ使者をたて、速に九国の中を退出有べき由をいはせける事、軍礼に叶へり。第一には十善の帝王わたらせ給ひ、第二には、平家も惟義が為には、一度恩を蒙たる家なれば、さのみすげなく当るべきにあらず。(三十三才)然れば、一往使者をもつて、其礼を尽しぬる事理成べし。然るに時忠、惟村に対して憤給ひ、旧恩を忘れて、東国北国の凶徒、頼朝義仲等にかたらはれて、其鼻豊後が下知に随らん事こそ然るべからねと宣事、刑部卿三位頼資卿は、極て鼻の大きな人なりければ、かやうに宣けると也。是只愚将の謂也。かゝる時に悪口を宣たればとて、如何ぞ其悪口、益とは成べけんや。却て讐とこそ成ぬべけれ。若心有大将ならば(三十四才)惟義が使者を参らせたる事を、いかにも悦給ひ、平家の重恩忘ずといへども、一院の仰なるによつて、平家へみかたには参らざる由申上る条、是併惟義運命をしらざるに近し。一院は既に其位をはすべらせ給ひ、世務をもすてさせ給へば、主上をこそ君とは仰奉るべけれ。されば此君は忝も、天孫四十九世の正統、人王八十一代に当らせ給へば、天も神も君をこそ守らせ給ふべき

に、今惟義が当帝を背奉て、一院の仰にしたがひ、当(三十四才)家に敵をなす条、是武門の義にあるべからず。早く逆心を翻して、当帝を守護し奉るべし。然るにおいては、九州の国司は、惟義に任るべしと、此方にも礼義を尽させ給ひ、言中に智謀をふくませ、いかにも惟義をなだめられ、其日時をのぶる謀をめぐらし、先九州二寫の内にも、平家に志あるべき者には、御教書を下され、重宝をもつて賄給、人の心をと리카たふくる謀有べき事也。然るに平家其故なく、(三十五才)九州に下給ふといへども、よしなき事に日を送、我々は公家にして、彼等は武家也、かれらは五位六位、われらは大臣大納言、宰相中将也、いかんぞ下輩の族に謙べけんと思ひ、万事堆のみし給ふによつて、目馴ぬ西国武士は、今平家何の故なくして、落人と成たるだに、かく堆ければ、此人々二度世の主となりなば、いかばかりの事にや有なんと思ふが故に、諸人自平家に随す。然るに時忠、曾て下の心を察する事なく、此時に(三十五才)至まで憤給ひ、悪口を宣ひける事、愚と云に足らず。其上源太夫判官秀貞、摂津判官守澄に仰て、惟義を責させ給事愚成べし。彼等行向たればとて、いかんぞ惟義をしたがゆる事を得べけんや。彼等が手柄に従ほどの者なれば、平家を追い出し奉る事叶べからず。是又兵の強弱をしらざるのみにあらず、却て其身害を招基たるべし。彼等兩人が事、血氣の勇士にして更に評するに足ず。伝曰、惟義弟の次郎惟村をかたらひて申(三十六才)けるは、汝平家へ使者につかはすべし、其志は、たゞ平家の有様を検見なさしめんが為也、能々心を付べしと申つかはしければ、惟村様々に偽て、平家の有様を見、帰て惟義に申けるは、平家の有様を

見に、大将宗盛を始として、一門の公卿列座おはしまし候、侍
大将には、越中次郎兵衛、上総五郎兵衛、悪七兵衛景清、伊賀平
内左衛門、源太夫判官、摂津守澄などなみ候て、専軍評議有
と見えて作、外様の武士どもの有様、海路を越て（三十六ウ）の
出陣とは見え候、然ば定て当所にこそ寄ければと存候と申けれ
ば、さて討手の大将には誰か参べきと申ければ、惟村申けるは、
大将には秀貞守澄参るべきと存候、其故は、参候の兵共其教多き
中に、誰人の郎従ぞと尋させ候へば、彼等兩人が兵どもなるよし
を申、其上かの兩人の気色、心いそがはしきと見えて、眼を働
す事繁し、次に某退出仕る時、秀貞立て、道の順道に向、彼必
寄べき故ならんかと申ければ、惟義聞て、其むね（三十七才）違
と云とも、敵有時には、賊を守がごとくすべし、さては軍共を集
軍の行をなすべしとて、先兵を五十人づゝ組せ、五百人を一手
になし、以上千五百人をもつて三手に定て、前五十人づゝを、高
き所に備させ、後四百五十人を、皆おりしかせて、さきへまばら
に足を立、のこる兵をば、深草に隠て敵を待べしと定む。平家の
兵共、件の謀を知らず、思ひの外、敵は小勢なりとあなどり、
地形をも辨ずして、蒐寄ければ、惟義、敵を思ふ図に引請、四
方（三十七ウ）よりもみたて撃けると云り
評曰、それ軍を進る事は、利に乗じて是を撃にしかず。然に秀貞
守澄此軍に向ける事、いづれの利をや辨知けん。是只血気の勇の
みにして、曾て戦の故を知らず。此時惟義と、力をもつて争べ
き時に非。いかにも謀をもつて是をすかし、其虚に乗じて討べき
時也。譬むかし、唐の憲宗の時に、李愬を大将として、呉元済と
云者を撃しめ給へり。然ども呉元済大勢にして、蔡州と云国の

（三十八才）懸瓠城と云要害善城に籠り。李愬大雪の降を幸と
して、是をせめんとて軍を出す。人馬大きに凝死する者共有。故
に李愬が軍兵、かやうの時に敵の大軍へ向るゝ事、あやしみをな
しける処に、いかにも軍をばげまし、夜中に懸瓠城に着。人馬の
音をかくさんが為に、城のかたはらなる池に有処の、水鳥を追立
て、其羽音にまぎれて城に付、押寄て見ければ、雪に苦み、或穴
を堀て入、思ひ／＼に寒氣をふせいで、更に守る者なし。時に門
（三十八ウ）を破押入れれば、力及ばずして、呉元済、降参をな
したる様有。情此時を案ずるに、惟義が勢平家に十倍するのみ
ならず、其上出る日のごとくなる源氏を方人に持ければ、利運敗
がたかるべし。其上彼者は住所、秀貞守澄は他国といひ、然も小
勢也。いかんぞ勝事を得べけんや。設又蒐合の合戦をなすと云と
も、一ツの行をもうくべし。いかにも能地形を求て、其所へ敵を
たばかり出して撃べき物ならん歟。かやうの時善地形と申は、一
つには左右に他道なく（三十九才）して一筋なる道有地。一ツには
前に險難をうけたる地也。かやうの地形を察して、伏兵をかまへ、
いかにも敵をたばかりよせ、是をおごらしめて、彼細道に引受る
時は、前は小勢なれども、敵の大軍に等くて、輒攻やぶれがた
し。然ば件の伏兵をもつて後か、中を討時は、喻残らず討死す
といふとも、心のまゝの蒐合をばなしつべし。然に何の故なくし
て向けるが故に、以前に此兩人の者ども、忠義ふかきに似たりと
いへども、血気の勇なる事彰ならずや。よしなき（三十九ウ）軍
をなして、却て平家の害を受たり。故に末世の人、小人の方人を
頼とする事なかれ、平家の人々、豊後国を没落して、山家の城に
籠給ひ、其后豊前国柳が浦へ落させ給ひて、此処に内裡造らん

との僉議有ける事、更に心得がたし。惣じて内裡と申事は、九条の地を開て、十二の洞門を建ものなれば、其外の宮殿数多にして、人力の費多し。かゝる折には、先いかにもしてひとの心をかたふけ、みかたを設る謀こそ有度事なれ。爰を落かしを逃去給ひ（四十才）ぬれば、日々に平家の威力衰へ、源氏の威力盛なれば、味方に参るもの有べからず。されば人として、かやうの時に事の始終を決し、止事なき道理に随べきもの也。然ば必思はざる福も得る事有べし。然ども左中将清経のごとくに、入水有事は又本意にはあらず。是は事の始終をしり給故也とは申せども、大將たるべき人の心とすべきに非ず。それ武門の志、止事なきに至て命をすてんには、臣としては君の為を計、君としては敵を計、心得を尽す（四十才）べし。但聖君賢君の心得は、仁義によつて死生有と見えたり。左中将清経入水有といへども、後代に至てさのみ此死を感じする事少なかるべし。故に末代の武將、此所に心をめぐらし給へ。人の臣としては、不忠となり、人の子としては不孝となり、君としては不義に落入給ふべし。されば清経此時の自害故に、平家の諸ノ兵、氣を屈し、味方に参る者少かりけりと也。然ば是平家にては、実に不忠の人にあらずや。嗚呼道の衰来る事や。先（四十一終才）聖曰、死生命に在、富貴天に在と云り。されば今此語を知て、いかに此語に其行かなふ事を得んや。若能この語の心、行に達しぬる時は、事何か不足有らん。後生謹ではをつとめよ

平家物語評判秘伝鈔卷第八之上終（四十一終ウ）

平家物語評判 卷十六

（外題）

平家物語評判秘伝鈔卷第八之下目録

征夷將軍院宣

猫間

水鳥合戦

瀬尾最後

室山合戦

鼓判官

法往寺合戦

（白）

（目録ウ）

平家物語評判秘伝鈔卷第八之下

征夷將軍院宣

さるほどに鎌倉ノ前ノ右上兵衛ノ佐頼朝武勇の名誉長し給へるによつて、居ながら征夷大將軍の院宣を下されける事

評曰、それ神代より以来、天下の逆徒を鎮給ふに、大將を立られし事、上古より其数多といへども、正しく将事号の始りたる事は、人王第十代、崇神十年に四道の将事に命じて四方に遣され、天下をしづめ給ふと見えたり。故に（一才）将事の号は是より始るとはしるせり。それより後は景行天皇四十年に、皇子日本武尊をもつて、大將軍となし給へり。それより以来幾数の將軍を任せられたり。然どもかゝる例は古き文にもみえず、縦其例あればとて、など宜き道とはすべけんや。されば古より此職を重しとして、みだりに免す事なし。武畧の器量にあらざれば授る事なしとみえたり。今此時を勘見に、尤頼朝に増たる武畧の器量微し。然

ば其人に当り（一ウ）たる事、時の才有に似たり。され共法皇の御威光にはあらず。是頼朝の威光たるべし。此故にや此時よりして王威大半すたれ、武威大に盛になれり。是誠に武家天下を知べき事爰によつて始る処也。然ば此事王道の誤とせざるべけんや。然ども職定の文を見れば、平将門叛逆せし時、参議右衛門ノ督藤原忠文朝臣をもつて、征夷大將軍に任ぜられてより、此職久敷中絶す。頼朝の大將軍に任ぜられ給ふも、上京（二オ）して、権大納言右近の大將源頼朝兩職を辞、東国に帰るの後に、征夷大將軍には任ぜられ給ふと有。されども此書はたゞ此書の評也。故に他書にかゝはらずして、たゞ此本文によつて評をしるす。故に異説まち／＼有といへとも、当文によつて、たゞ其理非を決し給へ伝曰、院宣の御使、左史生中原ノ泰定、鎌倉に下向するのよききこえければ、頼朝諸將を召て評定せられけるは、今度院宣の御使への送物并に奉り物（二ウ）の事、輕微を用て宜しかるべきか、又は過分を用てよろしかるべきか、各存旨あらば申上べき由仰下されける処に、三浦助申上たりけるは、近年平氏の驕長過して、下民を苦め候によつて、上下其世をうとみ候事、世に存る前にて候へば、先此度はいかにも送物の事、輕微を用らるべきか、但金銀にてつかはさるべく候か、其故は、過分の物をつかはされ候において、道路の人馬勞候べし、然ば東国の国司繁昌に候はゞ、かやうに人馬の公役日夜多くして、弥勞苦む（三オ）事有べきなど、世に存る時は、一ツの御大事とも成候べきか、然ども是は愚案の存る処なれば、めん／＼の案慮其宜に随べしと申たりければ、いづれも実も申さるゝ処其故有ぬべしと申す。良有て時政申されけるは、義澄の申さるゝ処、その子細なきにしもあらず、

第一下民の勞苦を計給處、是もつて仁義に当り候べし、然共仰を承て評定を仕候上は、存寄たる旨有事を申さざる時は、不忠の至たるべし、朋友の礼存ぜざるにはあらざれども、争か忠義には（三ウ）省がたし、時政が存知候には、いかにも過分の送物を用て、是こそ鎌倉殿へ院宣の御使におはしつる泰定に、下向の時、是纔、馬四五疋成しかども、過分の荷物の多かりし事、是皆引出物の大なる故成べし、この荷物彼長持のうちには、いかばかりの重宝もや有なん、かほどの送物をし給ふ、大將の御心こそゆゝしけれど、諸人の存る時は、自東国の下民の心もかたふくべし、重ては下民の痛を思召すとも、先此時は兵乱の折からなれば、權謀を先として、仁義を内になすべき時ならんか（四オ）相模国より山城に至るまでの人民は、必鎌倉の豊なる事を知べき事、此時にあたり、然ば過分を用られて、宜しかるべく候やと申されたりければ、頼朝此よし聞召、兩人が案慮、たゞ車の兩輪のごとし、いづれをいづれとも棄がたし、されども車と云ものは、兩輪をもつて行といへども、左の輪動て右の輪動、是事の前後有故也、たゞいまは軍乱の時なれば權謀を兼べき時也、然ば事過分を用べし、然どもその志、義澄が存る心根をもつて、下民の勞苦（四ウ）を痛らざる時は、權謀といふとも却てあたと成べし、道路の人馬勞をも償て、此事を用べしと仰下されければ、近江国までの道筋へ、人夫錢をひかれけりと云り評曰、頼朝の思慮光明に似たり。それいかんとなれば、白は黒をもつて白とし、黒は白をもつて黒とせんか。白はもとをのづからの白、黒はもとをのづからの黒なれども光明發輝して黒白分明なるがごとくならんか（五オ）

猫間

泰定都へのぼり院参して、御坪内に畏て、関東の様を具に奏聞申たりければ、法皇大きに御感有けり。公卿も殿上人もあつぽに入せおはしまし、いかなれば兵衛佐は、角こそゆゝしう御座しが、当時都の守護して候らはれける、木曾義仲は、似も似ず悪かりけり。色白う眉目は好男にて有けれ共、立居のふるまひの無骨さ、ものいひたる詞統の頑なる事限なし。理なるかな二歳より三十にあまるまで、信濃国木曾と云片山里に（五ウ）住なれておはしければ、何かはよかるべき。其比猫間中納言光高卿と云人有けり。木曾に宣合すべき事有ておはしたりけるを、郎等ども猫間どのゝ入せ給ひて候と云ければ、木曾大に笑て、猫は人に対面するかとぞ云ける。是は猫間の中納言殿とて、公卿にてわたらせ給ひ候と云ければ、さらばとて対面す。木曾、猫間殿とはえいはで、猫殿の食時に、まればれわいたに、物よそへとぞ云ける。中納言殿争か只今さる御事のおはすべきと宣へども、木曾、何をも新物をば無塩と云ぞと（六オ）心得て、無塩のひらたけ是に有、とう／＼といそがす。根井小弥太配膳す。田舎合子の窮て大きに、くぼかりけるに、飯堆よそひ、御菜三種して、平茸の汁にてまいらせたり。木曾が前にも同じ軀にてすゑたりけり。きそ、はしとつて食す。中納言はあまりに合子のいぶせさに、召ざりければ、木曾、きたなふ、なおもひ給ひそ、それは義仲が精進合子にて候ぞ、とう／＼とすゝむる間、中納言召さでも流石、悪かりなんとやおもはれけん、箸とつて召出して、指をかれたりければ、木曾大にわらつて、（六ウ）猫どのは小食にておはすよ、きこゆる猫おろし、し給ひたり、かひ給へ／＼やとぞ責たりける。中納言殿は、かやうの事に万興さめて、宣ひ合すべき事ど

も、一ことばも云出したまはず、いそぎ帰られけり。其後義仲院参しけるが、官加階したる者のひたゝれにて、しゆつしせん事有べうもなしとて、俄に布衣とり、しやうぞく冠ぎは、袖のかゝり、指貫の輪に至るまで、頑なる事限なし。鎧とつて著、箭搔負、弓おしはり、甲の緒をしめ馬にうち乗たるには、似にもせず、あし（七オ）かりけり。されども車にゆがみのりぬ。牛飼は八畠の大臣殿のうしかひ也。牛車も、そなりけり。逸物なる牛の居飼たるを。門出るとて、一櫓あてたらうに、なじかはよかるべき。牛は飛で出れば、木曾は車のうちにて仰にたをれぬ。蝶のはねを播たるやうに、左右の袖を播手をあがいて、おきん／＼としけれどもなじかは起るべき。木曾、うしかひとは得いはで、やれ小牛建児よ、やれ小うしこでいよと云ければ車をやれと云ぞと心得て、五六町こそあがせけれ。今井ノ四郎鞭鐙を合て追付、何とて（七ウ）御車をば、かやうには仕ぞと云ければ、あまりに御牛の鼻が強う候てとぞのべたりける。牛飼、木曾に中なをりせんとやおもひけん、それに候手形と申ものにとりつかせ給へといひければ、木曾、てがたにむずとつかみ付て、あはれ支度や、うしこでいがはからひか、殿のやうかとぞ問たりける。扨院の御所へまいり、門前にて車かけはづさせ、後よりおりんとしければ、京のものゝ雑色に召つかはれけるが、車には、召れ候時こそ後よりはめされ候へ、おりさせ給ふ時は、前よりこそおりさせ給ふべけれ（八オ）と云ければ、木曾、争か車ならんからに、何條すどをりをばすべきとて、終後よりぞおりてげる。其外おかしき事共多かりけれども、恐て是を申さず。うしかひは終にきられにけり

評曰、玉みがゝざる時は光なく、人学ざる時は智なし。武勇いか

にすぐれたりと云共、人として其礼、学なき時は、却て其家を亡し、その名をけがす事有もの也。譬歩侍一人あらんに、彼者勇力にして、諸人の目にあまるほどの働をなし、(八ウ)知行三百石の分限とならん時に、以前の歩侍の時の風俗なる時は、高家の座近くは召よせがたし。ましていはんや朋友の交も、歩侍とはよろしくして、上士たる人とはよろしかるべからず。然ば是其時にとつての礼義知ずんは有べからず。次に又彼侍、三千石分限とならん時、以前の三百石の風俗にては、其家を治る事かなふべからず。かくのごとくに其官禄に随て、其身を立る風俗有。ましてや義仲は、天下の大將軍たらん(九才)身の、小武者の風俗をもつて、天下の大將たらん事をほつす。是皆夷の類にして中国の人道にあらず。然に末世の武士、然る故をしらず。其官禄は高大にのぼるといへども、己一人の働をなして、功を得たる時の心を以、数百人の大將をたもつもの多し。故万事ふつゝかにして、其国其家終治らずして、義仲の類と成事有べし。故に末世の武士、礼学を専となし給人。勇力の道は元来武士にある(九ウ)ものなれば、学せざれとは云がたし。礼学の事さしあたりて、人をたのまれぬ事のみ多し。故に人としては、天子諸侯の政、礼を志とする時は、貧賤孤独の身といふとも、なんぞ天下を治るたのしみなからんや。あゝかなしひかな此樂、先聖有といへども、末其智力及がたし。只ふかく天に是を祈るのみ

水鳥合戦

さるほどに平家はさぬきの八鳥に有ながら、山陽道八ヶ国、南海道六ヶ国、都合十(十才)四ヶ国をぞ討とりける。木曾安からぬ事なりとて、やがて討手を向へらる。大將軍には陸奥の新判官義康が子

に、矢田判官義清、侍大將には、信濃国の住人、海野弥平四郎行広を先として、都合其勢七千余騎、山陽道へ発向す。備中国みづしまの渡に舟をうかめて、八鳥へ既によせんとす。閏十月一日の日、みづしまが渡に、小船一艘出来たり。海士のふね釣舟かとみる処に、さはなくして、平家の方よりの朝のつかひの舟なりけり。源氏の(十ウ)方の兵ども、是をみて、早上たりける五百余艘の舟ども、みな我先に／＼とぞおろしける。平家は千余艘でぞよせたりける。大將軍には、新中納言知盛卿、副將軍には、能登守教経也けり。のとどの、大音声をあけて、いかに四国のもども、北国の奴原に生捕にせられんをば、心うしとは思はずや、みかたの舟をば組やとて、千余艘のともづなへづなをくみあはせて、中にもやいを入、歩の坂をひきわたし／＼わたいたれば、舟の中は平々たり。闘作り矢合して、遠(十一才)きをば射ておとし、近きをば太刀で切るひは熊手にかけて、引おとさるゝ者もあり、或は引組さしちがへて、海へ飛入ものもあり。いづれ隙有ともみえざりける。けんじの方の侍大將、海野弥平四郎行広はうたれぬ。是を見て、矢田判官代義清安からぬ事也とて、主従七人小舟に乘真前にすゝんで戦けるが、船ふみしづめてうせにけり。平家は舟に馬を立たりければ、船どものりかたむけ／＼、馬ども追下／＼、舟に引付／＼およがす。馬のあしだち(十一ウ)鞍爪ひたるほどにも成しかば、ひた／＼とうちのつて、能登殿五百余騎おめいて先をかけ給へば、源氏の方には、大將軍はうたれぬ、我さきにとぞ落行ける。平家は今度みづしまの軍に勝てこそ、会稽の恥をば雪けれ

評曰、涓々たる水をふせがざれば必後には江河となり、二葉の時にきりすてざる木は、必後に大木となり、人力を勞事有もの也。

故に兵法曰、とりえてははなす事なかれ、勢によつて是をくぢけ
(十二才)といへり。然るに義仲、平家都を落ける時、其勢によ
つて責給ふ時は、今かくまで有べからず。其上此たびの軍、始終
謀なし。法曰、彼をしらず己をしられれば、戦毎に負とい
へり。平家の勢の多少をしらず、次には敵の好所の志を察せず
して、みだりに兵を出されける事、愚といふに足す。故、此軍、
此時の大将たるものゝ誤にのみ非ずといへども、後学の為に評を
くはふるもの也(十二ウ)

矢田判官備中ノ国みづしまの渡に着ける処に、平家の舟纒一艘を
みつけて、あはてふためきよせける事、是其將たる者の誤とすべ
し。凡軍の進退は、先敵陣の心根を察し、其変動を見、其虚実に
よつて進退するもの也。然るに源氏小船一艘をみつけてよする事
更に心得がたし。次に舟軍といふものは、不意かけあひ成がたき
もの也。故に風の利を得、塩の流に乗じて、敵に向もの也。縦良
將の兵備といふとも、地利を失(十三才)時は必一旦其害を受ける
事有もの也。この故に船軍、吾に風の利を得ず、塩の利を得ざる
時は、先生地に備て其便を待もの也。其上軍は、八畠へよせん
との評議なれば、いかにも平氏をたばかり、此所にくひとどめて、
何とぞして平家の舟を焼べき策をめぐらし、八畠へ直に寄する
時は、戦必利有べきもの也。縦ば昔韓信、斉国を攻ける時、斉軍
途中に出張して、川を隔て陣す。韓信川のはたに旗旗を多して、
夜に入て(十三ウ)間道より河をわたし、斉の本城へおしよせ、
戦て利をえたる事有。兵法曰、其攻備なく、其不意を出ると云
は是也。然るに矢田判官、何の思慮なくして、みだりに懸寄戦
て利を失事は却て不忠にも当るべき者也

伝曰、能登守教経、知盛に向て宣けるは、平家の士率は西国方の
者多して、軍に事馴ざれば、進気少して、退気多し、故に
此たびは、船どもを組合て、合戦を遂べし、其故は、源氏定て大
軍(十四才)たるべし、小をもつて大に敵する時、死戦にしくは
なしと申候と宣ければ、此義尤とて、舟どもを組合てたゝかふ
が故に、落たきとおもふ者も、自其氣を失て、此合戦に勝給
ふと云。凡懸合の軍、其勢氣を盛にするにしかず。その勢氣を
盛にする処、或は大将の謀によつて、兵を励事有。或は地形
によつて其勢氣をます事有。又進退の時刻によつて、其氣勝負有
事有。謀による時は、神祇、天文、雲氣、詭問とて、(十四ウ)四
謀の妙道をもつて、兵に強勢の妙薬をあたふる事、七十五種有。
地によつて用る則、平易、陰難、水海、山林、の四法によつて、
七十五種の如変をもちゆ。時刻による時は、敵の心氣によつて七
十五種の妙刻有。是兵道の深法也。故に詳に述す。口伝に在。
此故に平家此時の軍立、纒此理にかなふ事有。いかんとなれば、
謀をさきにして、地の利を作て、兵備一和する事、是不和を和
とするの術、妙道に相かなへり。又敵のよせ来る所を(十五才)
知て、却て逆寄にし給ふ事、是又、兵法曰、先則却て人を制
すといふ本文にかなへり
源氏の侍大将、海野弥平が討死、良將にあらず。大将たるべき
人は、命を軽く捨ざるをもつて功をなす者也。此時十死の合戦を
用べき時にもあらず。されども時に莅て死を決する事は、勇士と
は云べし。全是将たるものゝ本意にはあらず
矢田が事愚也。侍大将うたれぬる上は、弥軍の位を見合、諸
士をつかひ、軍の懸(十五ウ)引下知すべき処に、其身一人進で、

士卒をわするゝ事は愚将にあらずや。剩舟を乗しづめて死ける事何事ぞや。熊手にかけ敵に引あげられ、生捕にせられなば口惜かるべし

義経、鬼一法眼に問曰、船軍を用んと欲せば、敵みかた舟を合て戦時に、其勢強、其軍必勝べき法如何。法眼曰、凡舟軍は風を後にして流に乗ずる時は、地の利を得たりとすべし、必是戦勝べき者也。問曰、二つの物敵に是をえたる時如何(十六才) 答曰、かたのごとくなる時は、舟をながくもやひ左右を計て、流舟を中にうつるがごとく備べし、梶を取事功者によるべし、敵、風の利によつて、急についてかゝる時は、左右に開て、却て敵を風下となすへし、されども件のごとくに、みかたの舟を長く、次第につなぎつゞけざれば、味方も共にくづれて、そなへみだれ安し、故に先勝の利なき時は末に至て利を得がたし、故にみだりに舟軍を好事なかれ云

瀬尾最後(十六ウ)

去五月に北国にて瀬尾を生捕処に、義仲曰、あつたら男なりとて、助をかるゝ事、尤良将の心得に相似たりといへども、能其者の気情を謀見て、其上にて助るもの也。されども是尋常のものゝ、輒人の気情、みる事あたふべからず。然るに義仲彼が心中をも察せず。一概に助る事理にあたらず。其上彼いまだ忠義をつくさずして、忠言をかざるとて、本国へかへさるゝ事愚也。降人生捕の者は、一度忠功を尽さずんば、心を緩す事なかれ(十七才)

むかし趙と晋と軍を合る時に、晋の武将誕喜といふ者、詭て趙に降。趙の将、恩を厚して礼を正すといへとも、誕喜終に忠を尽さず。将に近く毎に、眼をはたらかす事しげし。故に其将是を計

見に、果して彼が謀有事を察して、終に害すと云。是良将の人を知の術也。かくのごとくの心得あらば、如何そ瀬尾にはたばかるべけんや。瀬尾が謀に、義仲、倉光、たばかられ給ふ事、以前に評するがごとく愚なる故也。是欲心にめどゝ(十七ウ)

謀におとされたるにあらずや。天下今三に分れて有といへども、木曾既にまづ平家を追討して、帝都に攻入給ふ上は、備中ノ国まで攻めたむけん事いと安し然に瀬尾の庄斗に心をよせ給ひ、大事の囚人をのがしぬる事、第一の不覚たり。兵法曰、取得てははなつ事なかれと云々。人欲に心をかたふくる敵なる時は、剛敵といふとも責る事安し。故に兵法曰、其好所によつて是を利せよと云々。

伝曰、今井四郎兼平、木曾殿に向て申ける(十八才)は、瀬尾をばいつまで手延にさしをき給候ぞや、彼が有様を見候に、必心中に謀有とこそ見えて候へ、其上彼は世にかくれなき勇士にて、一生の間不義によつて身を立じと高言仕と承候処に、此度は倉光次郎にあづけられ候より、以の外昼夜奉公仕る事、中々見苦事をも厭ず、顔色をこびへつらふ事、必是たゞことにあらず、全心中よりかくのごとくになすへきものにて候らはず、必心中に謀叛候べしと、度々諫けれども、倉光彼にたばかられ(十八ウ)けるによつて、木曾殿の前を様々に申掠と云々

伝曰、十郎蔵人の下人参て、木曾に此由告申たりければ、今井四郎兼平、さればこそ彼が謀叛、兼日申つるごとくにて候らはずや、されば彼が気情こそ兼平察して候へ、罷向て攻落候らはんとて、先軍の評議をしけるは、備前ノ国福隆寺縄手を知処の案内者以て問せらるゝに、左右深田にして道隘よしをぞ申ける。さらば此道大軍にて押寄ると云事をきかば定て敵出張して、此道を塞なば、

(十九才) 軍は難義に及べし、只敵をたばかるにはしかずとて、山伏をしたてさきにつかはし、木曾寄らるゝ事日時緩々なる事を云せければ、瀬尾油断しける故、夜に入て城下におしよせて責けるがゆへに、落城しけると云り。後漢光武の時建武五年に耿弇をつかはし、張歩と云賊をうたせ給ふ時に、張歩弟の藍といふものを大将にして、兵二万人をさしそへ、西安といふ所の城を守らしむる。扱残る人数をば、臨淄と云所の城に籠置けり。其時耿弇兵を以(十九才)二つの城の間に陣をとつて、両城の事を人をつかはしてきけば、西安の城はちいさけれどもかたく、又藍が兵、心一和し、臨淄の城は大なれども、兵一和せず、攻やすき事を聞て、則諸大将を呼よせて、今日より後五日に、西安の城を責へしと評議して、攻具をこしらへければ、藍是を聞て、日夜油断なく、防べき謀をぞなしける、臨淄の城油断しけるによつて、既に其日に成ければ、耿弇夜半に兵糧をつかはせ、出て臨淄をせめんと云。兵ども不審におもひ、(二十才)てとひければ、耿弇が曰、西安の城には、我速に責べきを聞て、日夜備守るべし、臨淄の城へ行は不意なるによつて、敵必驚て其備なかるべし、然ば一日のうちに攻落べし、臨淄の城を責落さば、西安の城必責ずして落行べし、は一を責て二を得るもの成べし、若西安をせめば城かたく、兵一和して終落べからず、若責落すと云とも、藍、兵をもつて臨淄の城へ入て勢をあはせ、城を堅せば、吾敵国に久しく居せん、然ば必つかれんと云て、臨淄に行て(二十才)半日にして攻落し、則其城へ人数を入、藍をせめんとす。藍是を聞て、果して城を落て去といへり。今此兼平が計略、耿弇が謀に相かなふもの也。瀬尾、城に引籠て、敵の来るを察せざる事愚也。小をもつて大に

敵する時は、狭道に向て戦ふにはしかず。故に福隆寺繩手に出張して、強弓をすぐりて防なば、敵何十万騎有とも、輒よせがたかるべし。その身血氣一へんにして智なきもの也。其上平家へも速に内通して、後攻をこふべき(二十一才)更也。問云、隘路をたてふさぐ事、如何兵を立候べきや。答。隘路と云は、せばき道をのみ云にあらず、道筋幾すじも有時は、分地と云て兵をたつる事別也、路のはゞ一町二町まで有とも、左右に曾て出道なく、一筋なるを隘路と云也、たてふさぐ事、其きはにふさぐにあらず、地により二十間三十間、或一町までは退、兵をたつべきもの也。口伝
倉光次郎成澄、心は剛なれども智なし。敵川中にて待時は、敵必水練有しるしなり。(二十一才)故に必其心得有べし。其身既に不水練なれば、水中にて組べき事にあらず。敵より川上に馬をわたし、敵のさきへ向て上らん処を待べきもの也。然ば瀬尾、後に帰る事をなすべからずして、終には川をのぼつて倉光と組べし。然ば陸にての勝負したるべき者也。是其身勇有といへども智なきによつてなり。故に一人の働といへとも地勢をしらざれば己とうたるゝ過有もの也。是故に才智を兼ざる勇は、自他の害と成事(二十二才)多し。自他の害を得る時は、必不忠不孝となるべきもの也
瀬尾、子息小太郎が事を思出し、返て討死する事、忠義にあたらず。一度源氏にとらはれて命をつぎなば、大功を旨とすべき者也。然るに子の愛におぼれ、或は後日に朋輩の謗を省ざるとは、名欲有故に、かへして討死する事、是忠の道に非ず。然らば瀬尾が義仲に囚、倉光三郎につかへて、智謀をめぐらしけるも、忠功を

存る志よりなしたる（二十二ウ）にあらず。只自分の利欲によつて謀を用たるもの也。越の范蠡二十余年心をくだき、骨をきざむといへども、全己が為にあらず。君の為になしけると見えたり。これ古今忠臣の其一とする者也。瀬尾が志、真武の本意とはすべからず。然ども此者又、卑弱とするにはあらず。たゞ志の足らずして、小智の器なる事を判す。

郎等、瀬尾を諫て討死させぬ事、智なし。血氣の勇士たり

義仲、三人の者どもの首をみ給ひて、（二十三オ）あはれ剛の者や、彼を助置て見でと宣ひける事、心中に二義有。一には才有て、勇士をあはれみて、諸人を諫謀ならばいみじ。若其心なくして宣ものならば愚也。一度助置て、大なる害有たる上に、又角宣事は、詮なきに似たり。然共義仲の心中、たゞ偏に勇をこのまける大将なるによつて、敵成とも、勇なれば愛し給ふと見えたり。同じ敵にても瀬尾はにくと思ふべき敵也。されども是を悪むは小人の上也。義仲かゝる志（二十三ウ）の大将なるによつて、すたれたる跡を興し、一度は源氏の大將軍と成給者也。故に人としては、武門を学せんと欲せは、たゞ志の一ツに有べきもの也

室山合戦

樋口次郎兼光、西国へ使者を奉て、殿のわたらせ給はぬさきに、十郎蔵人どのこそ、院のきり人として、様々に讒奏せられ候なれば、西国の軍をばしばらくさしをかせ給ひて、急のぼらせ給へとぞ申ける事（二十四オ）

評曰、凡軍を張ものは、敵陣の強弱、衆寡の用を知て、吾に利をえて、その国を出べし、其国を出るに至ては、又我國隣国におそはれざらん事を欲す。故にその国に残置所の大將をえらはずん

ば有べからず。既其大將をえらふ時ハ、又相図府物を定べし。十郎蔵人部に残しをく事不覚たるべし。尤都をかため守らしむべき心得有といへども、其守らしむる所の人、二心有べき人を残置たる時は、のこさざるにはしかず。義仲（二十四ウ）の兵を残し置、京都を守らしめ給ふべき事也。樋口次郎兼光、蔵人殿讒言せらるゝを聞て、義仲へ忠進申けるは、是忠有に似たり、然ども才智なき者也、いかんとなれば、先義仲へ此事告しらすといふとも、いかにも隠密たるべきものなり。若平家は聞時は、必其利に乗じて謀をめぐらさば、味方害を受べし。又十郎蔵人にも知り給ふが故、行家その氣を転ぜん謀をめぐらされたり。かゝる時分にはかやうの事の忠進をする共、（二十五オ）いかにも兄弟たりともしらしむべからず。是大事をはかる忠臣とすべし。然に義仲行家に其志をさとられ給ふ事、又誤たるべし。縦行家奸曲の心をもつて、一往讒言せらるゝと云とも、義仲真をもつて礼義をつくされば、却て行家の誤と成べし。大事の前の小事を執行事は兵道の大災ならずや。十郎蔵人、義仲を纏せらるゝ事、奸者とすべし。先其身、頼朝と不和にします時は、義仲をたのみ、其難を避給（二十五ウ）今しばらく安堵を得給ふに似たりといへ共、いまだ平家も滅せず、又頼朝東国において武をなつけ、国を治てまします事、是必其志天下に在事明也。然に義仲を纏し給ひて、は何の益とやせん。只今日法皇のゑいりよの、かんばせをみるのみの利たるべし。是は小利を貪て終の大利をうしなふ者也。故に後世の人、たとひ人憎しといふとも、讒言する事なかれ。但忠義にかなふ時は、他の短といふとも奏せずんば有べからず。故に先吾心中を（二十六オ）省て、一念も私欲の有かなきかと思

惟して、心中の実をもつて是を奏すべきもの也。心中まことならずして、他の短を奏する時は、縦其身には忠義と存ると云とも、却て不忠と成事有べし。軍を出す事、敵に勝べき為にこそ、古今合戦をなすと見えたれ。然に行家、平家には戦負ると云とも、みかたの義仲に勝べき為に、戦を用らるゝ事、非軍と云に足らず。さればにや敵のたばかりの所をも察せずして、みだりに兵を進給事、是愚将の謂也(二十六ウ)

伝曰、悪七兵衛景清、知盛に申けるは、源氏数ヶ度の戦に勝候へば、定て北国の武士ども、何も平氏の軍をあなどり候べし、故に此度は、みかたより敵に弱勢を見せ、暫あひしらふていにもてなし、源氏に利を得せしめ、難所に引入て十方より困討時は、子細有べからずと諫申たりければ、平氏の諸将可なりとして、兵を五手にわけ、相図を定てとりひしぎけりと云り

鼓判官

夫良将時至て、義兵を挙、敵国を攻滅し(二十七オ) 其国に入らん時は、寺社民屋を追捕する事なく、国家の人の心をやぶらずして、人を治る事を専とするもの也。しからざれば人民背て事のおこる者也。むかし元の国より江南を貢られけるに、其国専武勇を事とする故に、輒戦事得ず。時に元帝白顔と云大将をつかはし給ふ。此白顔名将なれば、常に諸人を憐、万事に私をなさずして、道路の人民を治む。既に大庾嶺と云所半途迄行ければ、敵白顔が向と云事を聞て、悉帰(二十七ウ) 服しけると云り。是白顔万事に私なく人を愛する故也。白顔其国の守護をする、法を定て帰けるに、其国の物としては、塵一すじも取てかへらず。下々までは是を禁む。故に其国弥ながく順申と云々。漸帰りさまに、

大庾嶺は梅の名所なれば、梅の一両枝を手折て帰ぬ。此時一句の詩有、馬首忽於二庾嶺一帰 王帥至所悉平夷 擔頭不帶江南物 唯梅花 挟二両枝一と詠ぜり。是誠に天下国家を治るの道也。然るに義仲はほどこそ(二十八オ) あらざらめ。責て下々の族の非道を振をだに禁給はさる事、是大なる非義也。然に剩、院の宣旨をも用ざる事、不徳第一の人也。勅使をあなどり嘲弄する事、是其身の災をまねくもの也。鼓判官法皇へ参て、義仲、をこの者也後日に敵とまかり成べしとて、あはてふためき兵をおこさるゝ事智あさし。木曾不道ならば、彼をすかして、閑東へ仰られて、頼朝をもつてせめさせ給ふべき事也。然るに今勢あまり有義仲を、山(二十八ウ) 法師等をかたらひ、輒討へしと思召事賢慮足らずと謂べし

義仲、兼平か諫を用ざる事、是ほどに事なる上は、尤此時降参したりとも、必安全にて置給ふべからず。故に先兵を起し、讒者と敵人を退治して、其上にて法皇主上をはじめ奉り、公卿殿上人に至るまで、礼義を尽、子細なきやうに事を糺、是より私欲を退、敬礼を専とし、上を貴下を憐時は、自諸人帰服すべきもの也。然るに兼平が諫を欺て(二十九オ) 申されけるは、北国にて度々の合戦をなすといへども、一度も敵に後を見せず、十善の君なればとて、降人にはえこそ参まじけれと申事、平家は悪逆つもり、天下をくるしめ、王位を軽ぜしによつて、人悉心に背て不和なるが故に、義仲に破られたり。平家義あらば、如何ぞ義仲がごとくの将に、おめくとは敗らるべき。然理を知らずして、法皇と平家と一同に申事愚也。残儀兵的曰、無道を罰して有道を賞せば、是を殺とも可也、無道を(二十九ウ) こころして己

亦無道なるは、秋雨白露をおとして、共に江海に入がごとしと云り。今義仲の兵法、此語に少も違べからず。無道の平家を追討すといへども、己亦無道なるが故に、秋の雨の露をおとして、己も亦其露とともにおつるがごとし。是愚将の兵法也。故に十度戦て十度勝とも、良将にあらずと云るは是なり。頼朝此氣を察して、木曾を驕らしめて、人の交を避、己に威徳を求給ふ謀ども多し。良将眼を付てさと給へ。(三十才)

爰によつて軍法の大秘術有。言語道断心行所滅にして、愚の及所にあらず

法住寺合戦

譬、都の守護してあらんずるものが、馬一疋づゝ飼て乗ざるべきか。いくらも有田どもをからせて、馬草にせんを強に法皇のどがめ給ふべき様やあると申事。大不道の事也。凡兵を用るの道、騎馬千騎に馬千三百、小荷駄一千、甲兵十万、或医師工匠諸職をつとむるもの、十にして二を用ゆ。故に日々に費る処の財穀(三十ウ)多し。良将必其具を備る事明にして、其費を補事深し。故に国豊にして民安く、家兵勞ずして一利をなす。故に武具、自備て終に全し。愚將此心を悟ざるときは、專作戰を好で兵具を事とす。是其費は却て己を勞する所をしらず。或は城郭広大にして、百丈石壁をたゝみ、天下の民力を勞して、終天下にうとんぜられ、必其国を失。或は馬を輕じて馬具を重し、武具に美麗を尽て用徳の心をうしなひ、(三十一才)或剣刀の能を撰ずしてあたひの高直を計、終に商売の利を計て武具をもとめ、剣刀のかさを專として太刀のかねをえらはず。或好味美服家室を專として、上下互に苦て終に天下の乱おこり、重宝集て

は必重宝をうしなふ時となれり。故 良将是民を愛するをもつて本とす。然に義仲兵道の大意をさとらず、民家を追捕し、田畠をかりとりなどし給事、愚将といふに足らず。故に良将兼て(三十一ウ)国にとる所有。民にとる所有。武士にとる所有。敵に勝所有て、後に戦を用、終天下をとるもの也。是兵法の要たり。然に義仲汝自日々に己を攻給事、豈は武門の本意とすべけんや鼓判官朝泰が事、勇才なきもの也。無益の位だて高言をいはんより、先軍の兵議を決し、謀をめぐらすべき者也。金剛鈴をならしておとりまはんより、弓箭を帶して一人なりとも敵をうつべき事也。敵責寄ければ人先に逃(三十二才)落る事勇なきにあらずや。但敵に向て高言する事なきにもあらず。時の幸を設て敵を怒らしめて、吾おもふさまの所へ引入て討謀有時は、いかにも高言をして敵を怒しむる事有もの也。むかし漢楚天下を争事八ヶ年、大軍合し戦事七十五度、されども両将名人にして、互に良武をもとむるが故に、終に勝負を決せず。或時楚の項羽、自陣中に出て名乗て曰、年来兵革をまじへて、合戦度々に及、多士民を勞する事も、備に吾(三十二ウ)汝が故也。今我と汝直相戦、勝負を須臾に決せんと云り。漢王聞てあざわらつて出ず。汝不道不仁にして天是を罰す、然に我いかなぞ汝に向て輕く戦を決せんやと云て、却て敵將の威をくぢきぬる事あり。かやうの時には高言いかほども、軍中にてゆるすべきもの也。然に朝泰が高言には、却て王の威徳を失高言なれば、是大に不肖の者とすべし

今井ノ四郎兼平、火箭を用て放火せしむる事才有といへども、一天の君城に(三十三才)向て放火せしむる事、天罰の恐少からず。

されども一旦剛術を用て、強敵を退治し、乱を鎮んと思て、此事を用なば、縦又君城と云とも苦かるべからず。時により心によつて善悪有べし。凡武門の法、世乱て道の害有時は、偽をもつて仁義の衰疲を助る者也。故に武略、一概に定て善悪評じがたし、只人々の志により、時の宜式によるべし。故に上古の良将、謀を用て強敵を破る。然に愚者其謀の一術（三十三ウ）を見て、かくのごとくの智謀をめぐらさば、必軍に勝べきとおもへり。縦智謀を知たりとも、人を得ずんば用る事かたし。人は有共其人に重恩を尽し、吾徳なき時は人真実を尽べからず。故に智謀、不徳にしては多きなき事をさとり給へ

官軍火矢にて殿室を焼れける事愚也。凡城郭を設、敵を防時は、水火の用意心にかくべきもの也。敵火攻にする時は、必水砂泥土を用て是をふせぐ者也。火矢をけすには麻掃を用て、泥水に入、其火を消べし。又（三十四オ）城中より火をもちい、水を用、沙石土木を用る事は、城の方角によるもの也。此又籠城の伝記に在

今井ノ四郎、主水正親業落けるに、追懸射落す事、いかなる大臣王子にてかわたらせ給ふべきに、思慮なくして箭を射かけぬる事、偏強たるへし。よのつねの敵ならば、落るまでを射落す事尤なれども、是一天の君なれば落城さへあらば落る人迄を射とむるに及ばず。先法皇を執奉る事肝要也。設尋常の敵成共（三十四ウ）其大将と老臣さへとる時は、自余の軍兵に抱べからず。罪は敵将一人にこそあれ。いかなぞ諸卒に向て、憤を存べきや。是又愚将の兵法也。

明雲僧正の事以前に評するがごとく真正の仏子にあらず。偏に有

為の名聞ふかきのみにて、曾て如来甚深の妙法をば悟給はざる人也。されば栗津の浦にて澄憲法印に一心三觀の血脈相伝せられたる事も、言句文字の妄想成事は明なるにあらずや。故に此難死にも逢（三十五オ）給ふ者也。先年流罪せられて出給はずは、せめての事なるべし

刑部卿三位頼資の事評するに足ず。末代の恥辱何事か是にしかんや。後世の人、かゝる時に至て、必此人をおもひ出す時は、恥辱をまぬかるゝ事を得ん

近江源氏山本冠者、仲兼に向て申けるは、御幸も他所へなりぬとこそ承て候へ、各は、たれをかばはんとて軍をばし給ふと申事才智なし、など仲兼と事の子細を決して、一方打破落る計略を申さずして、（三十五ウ）軍すななどゝ申事、愚なるべし。武士たるもの、かやうの時にみだりに迷心を先にすれば、必敵に生捕にせらるゝ者也。若敵生捕にせは、公家殿上人とは、同じかるべからず。山の座主、其上法親王さへ討奉る義仲なれば、いかなぞ其外の者を輒助をかんや。かなはぬまでも、十死一生の軍して、隙あらば一度落て、終の大功をむねとすべきもの也

加賀房、吾馬は口強しとて、主の馬に乗替たる事忠義なし。されば君子は、（三十六オ）我悪きと思ものをば、自余の人にだもあたへず、況其主君においてをや。たとひ主君より、かへて給らんと有とも、一往の辞退は申べき事也。其上今日の合戦は、必死の軍也。馬の口強は、くぐめなはをこしらへざるは、練磨なきが故成べし。されば武士たるものは、馬をばいかにも稽古すべき者也。人をして己がかりに頼れぬわざ也。其上馬物具は、己が分力に叶たるを用べし。末世の武士の馬物具を愛するをみるに、多分

他人の眼を悦しめん（三十六ウ）が為に用て、曾て一大事の功を心とせず。故に自然の事有とも、己か身の害と成事多かるへし。謹てもつて武門の要旨をわするゝ事なかれ

白馬先生馬上六曲之伝曰

手綱がため、胸腰の二所に極る事

鞍がため、腹帯二重腰通に極る事

水上浮沓腹帯に附る事

浮あをり門巻の事

手綱両三尺の事

芝つなぎ二種の事（三十七ウ）

以上は、馬上不練の士に、秘して相伝もの也。并馬によく乗

らん者は、用に足す

次郎藏人仲頼勇士たり。但大将たるべきものにはあらず。身にと

つては勇義有者也。是源藏人馬をかへられたるによつて也。故に

大将たるべき者は、諸人の目に立ごとくなる、毛色の馬をはのら

ざる者也。いかんとなれば、敵はやく是をみしりて、其隙をう

かゞふもの也。されども又時により大将の出立、諸人に勝て美々

敷なす時有。是必其大将、かくれしのぶべきが為なり。（三十七ウ）

兵法曰、顕す時は隠さん事を欲し、隠時はあらはさん事を欲すと

云

義仲官軍の首をかけゝるに、天台座主と円慶法親王の御首をも懸

ぬる事非也。ひそかにして奉納すべき事也。偽にも兵知ずして

討奉りたる事を、歎悲気色有べき事也。凡首をかけぬる事、

全其首に憎み有てかくる物にはあらず、只人の心を取、敵の隠謀

与力を破らん策一ツ。又は天下の大礼大禁を立てき謀一ツ。

此心を察し首をばかくる（三十八ウ）もの也。其上首実見などする事、是も時により、用るに二ツ有。一には合戦いまだ勝負を決せずといへとも、先功有ものに賞禄をあたへて、残る兵の気を励べき為也。二には若敵中に良將有て、是に味方恐おのゝき、陣中不和にして危、治りがたき時は、いづれの首なりとも、是其大将の首なりなど申て、人の心を取、暫難を治る謀に用るもの也。其外実見を用る品、様々有といへども、皆我威を長して、人の心を取かたふけんか為也（三十八ウ）

首実見に五ケの大法有

是兵の知べき定法也

一合戦の場にて首を御目にかくる時は、具足を著、太刀を帯、箭

をおひ、甲を脱で出すべし

一首の台六寸四方、但檜木、厚三寸五分。但さん足。高さ一寸

五分。台にすゑ、首の右を御覧有やうに、少筋違てをき、左右

の手にて台をもち、左右の耳に大指をかけ、首動かざるやうに

持て出、左のひぎを立、目八分にさし上、御目（三十九ウ）に

懸べし

一首の髪の毛のゆいやう、古は高くまきあげて御目にかくる。当流は

其時の風のごとくなるゆいがみにて、御目にかくる也

一首いかにもいさぎよくして御目にかくべし。首わたあらば切捨

眼あきたるをばふさぎ、舌出たるをばおし入べし。

一戦場にて俄に御目にかくる時は、首台も入べからず。右の手に

てもとゞりをひつさげ、首のきりくちには鼻紙なりとも四半に

たゝみあてゝ、左の手にく切口をかくへ、（三十九ウ）是も左へ

まはるべし。但法師首をは左右の耳に大指をかくべし

右大概実見の肝要ばかり載者也

事しづまつて悦の時の声をあげんとて、ときの声をつくりける事然べからず。時の声に、悦の時の声、歎の時の声とて二つなし。凡時の声は、敵の耳をならして、心を動すの術也。故に今事しづまつて、時の声揚べきにあらず。却てみかたをうたがはしむる事有べし。但いまだ勝負決せざれ共、一まづ軍に勝たる時は、勝どきをつくりかくると云事（四十一才）有。是又我勢を長じ、敵の気をくぢく術有。故に軍用、一切の術、利を計てなす時は、法にあたるべし。法によつてなす時は、却て法をやぶるに当るべし。故に末世の人、兵勢の利害を伝受し給へ

鬼一法眼が時の声の伝曰、凡敵と戦に声を発して軍を合する事は、たゞ敵の耳を驚して、心を驚し責べき方をかくさんが為也。是を奇虚の声と云。奇虚の徳たる事、声を偽て東声して西を攻、南に声して北を攻べし。是敵陣をして其守所を怠ら（四十ウ）しめんが為也。剛声かと云時は、みかたの威をまし、敵の気をくぢく謀也。故に一声の大事二声の大事、前後の大口伝有と云。

宰相長教、法師になりて参られたれば、とて、扱は苦しからずと申て入たりける、武士とも智なし。此御所へ入たきと存事必先其故有べし。頭こそそらめ、衣こそかはらめ、人はもとの人也。いかなる謀をか廻けん、是不覚たるべし。故に其時其人をしらずは、ゆるす事不覚と云べし

長教が事忠臣たり（四十一才）

義仲のふるまひ評するに足ず。不道人也。是は事の法を知て破るにはあらず。一向無智なるが故成べし。さればにや大夫坊覚明が

諫をもつて、関白にならんとおもはれしを止ける事、せめての事成べし。故にいかなる野人と云とも、智者善人とは交をふかくすべきもの也。此大夫坊、義仲を諫たる事度々多し。其利を勘みる時は、是大なる道の助也。故兵法曰、国を治、家を安ずれば、人を得る者也と云。

範頼、義経、宮内判官公朝、同時成の訴詔に（四十一ウ）下り向はれたるを、関東へくだされける事尤也。かやうの人、京都へかへすべきにあらず。大なる慮有。又関東へ下されけるは、舍兄頼朝への礼義と云、又京都のやうをも委きかしめ給はん事、智謀のたより、かた／＼よろしき心得有べし

鼓判官関東へくだられ、身の誤を陳ぜられける事愚也。是古より奸者、かくのごとし。頼朝、許容なき事義有才あり。かくのごときの小人は、又必後日の禍を生るもの也。故に君としては、纔俊の（四十二才）者をちかづくる事なかれ

義仲平家へ使者をたて、和睦一同して頼朝をせめんと申時、知盛卿異見、才なし。よしなか、今中有にたゞよふ時なれば、平家に組せんと云事実也。然らばみかたの陣を全おさめて、和睦の義式を調て、一たん和睦をなし、一同して頼朝をせむべき事也。智謀さへふかくは、義仲恐るゝに足ざるもの也。世語曰、かうばり強して家たをるゝとは、かくのごとくの異見なるべし。縦義仲とくみし給へばとて頼朝（四十二ウ）勝べき事は思もよらざれども、軍の法理は幸に相量てくみし、大敷をほろぼすべきもの也。いかに十善の君にて御座とも、其威光なくして、終に亡べき時は、徒に一生をむなくすべきにあらず。いかに謀だにふかくは、縦夷になりとも、一往はしたがつて、終に其功を達すべき者

也。後世の人に聞べき事有。敵より一方の大將たるべきもの、返忠をなし、みかたに加らんと申時、此ものゝ実と偽不定なる時いかん。是を治て実偽ともに吾利とは（四十三才）なすべきや。いかに――

入道松殿、木曾を召て、前入道清盛が事をひかせ給ひて、官職をゆるし奉れと仰らるゝ事、智有。凡人に向て謀を用る事、言詞に必大秘伝有

義仲、松殿の御子師家公を、大臣摂政になし奉る事、義仲は人事の礼法をもしらざる人なれば、其是非評するに足ず。然るに松殿、此官職にのぼせ給ふ事小人たり。先官をおしおろして、あかざる所の官職をかりて、のぼり給ふ事、是不義（四十三ウ）の官たるべし。義仲は、以前松殿の異見を承て、其報恩によつて是官になし奉るへき由申さるれば、其志は却てにくみがたし。されども正道にあらざれば、是を許すへからず。太公曰、吏忠正にして法を奉る者は、其位たつとしと云

平家物語評判秘伝抄巻第八之下終

（四十四終才）

（白）

（四十四終ウ）

付記

本研究は、JSPS 科研費 23K00301 の助成を受けたものである。主たる翻刻部分については、中世自主ゼミによる輪読の成果に基づき、小井土の責任の下に取りまとめたものである。

（受付日：二〇二五年七月十五日、受理日：二〇二五年八月三日）

小井土 守敏（こいど もりとし）

現職：大妻女子大学文学部日本文学科教授



筑波大学大学院博士課程文芸・言語研究科単位取得退学。筑波大学文部科学技官、昭和学院短期大学を経て、大妻女子大学に勤務した。専門は中世軍記文学。『曾我物語』を中心に『保元物語』『平治物語』『平家物語』について研究を行なっている。

主な著書：『曾我物語 流布本』（武蔵野書院）、『流布本 保元物語 平治物語』（共著、武蔵野書院）、『大妻文庫 曾我物語』上中下（共著、新典社）、『二松學舎大学附属図書館蔵奈良絵本 保元物語 平治物語』（新典社）、『長門本 平家物語』一～四（共著、勉誠出版）他

A Reprint of “*Heike-monogatari hyoban hiden shou*” (8)

Moritoshi KOIDO¹, Sakura KAKEI², and Takeru SHIMAMURA³

¹ Department of Japanese Language and Literature, Faculty of Humanities,
Otsuma Women’s University

12 Sanban-cho, Chiyoda-ku, Tokyo, 102-8357 Japan

² Graduate School of Literature, Doctoral Program (Final Stage) Course in Japanese Literature,
Nishogakusha University

³ Graduate School of Literature, Doctoral Program (First Stage) Course in Japanese Literature,
Nishogakusha University

6-16 Sanban-cho, Chiyoda-ku, Tokyo, 102-8336 Japan

Key words : Heike Monogatari, Note, Reprint